

別表第8（第4条関係）

汚水・廃液に係る規制基準

項	種類	水温	外観	臭気	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量 (1ℓにつきmg)		浮遊物質量 (1ℓにつきmg)		シアン化合物含有量(1ℓにつきmg)	その他の基準
						日間平均	最大	日間平均	最大		
1	家畜の飼育施設	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上 8.6以下	150以下	200				
2	生鮮魚貝類 販売業の調理施設					120	160				
3	給食施設										
4	入浴施設										
5	写真現像業の水洗施設	項1と同じ	同左	同左	5.8以上				1		
6	し尿浄化施設				8.6以下	60以下					
7	洗車施設	次に該当すること。 (1) 車両洗浄排水及び含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れ、処理後排水しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び油水分離槽をいい、当該排水を基準以下に処理しうる施設である。 (3) 沈澱槽及び油水分離槽は、汚でいがたい積しないよう適切に除去しなければならない。									水素イオン濃度 5.8以上 8.6 以下ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1ℓにつきmg)
8	石材加工業の廃水処理施設	次に該当すること。 (1) 汚濁水の浄化施設として、沈澱池を設置する。 (2) 沈澱池は不浸透性材料で作られ、排水口の高さは排水のとき廃土砂を排出しないようにする。 (3) 沈澱池は適切に管理し、排出基準以下に処理したのち排出する。									第3号の排出基準とは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第2項により定められた許容限度とする。

備考

- 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道へ排除するものを除く。
- 2 採水地点は、工場等の排水口とする。
- 3 測定方法は、次のとおりとする。

項目	測定方法
水温	日本工業規格K0102の7.2に掲げる方法
外観	日本工業規格K0102の8に掲げる方法
臭気	日本工業規格K0102の10.1に掲げる方法
水素イオン濃度	日本工業規格K0102の12.1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量	日本工業規格K0102の21に掲げる方法
浮遊物質量	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）附表8に掲げる方法
ノルマルヘキサン排出物質含有量	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）付表4に掲げる方法
シアン含有量	日本工業規格K0102の38.1.2及び規格38.2に掲げる方法又は38.12及び38.3に掲げる方法